

令和4年度第2回始良市地域自立支援協議会 議事録

- 日 時： 令和5年1月26日（木） 午前10時00分から午前11時15分まで
- 場 所： 始良市役所2号館3階第1～第3委員会室
- 出席者： 始良市地域自立支援協議会委員
出席委員数 14名
事務局及び関係職員
協同組合鹿児島みらい研究所

議事の経過の要領及びその結果

	1 開会
	○会議の成立について 委員17名のうち14名が出席。3名欠席。過半数が出席しているため、始良市地域自立支援協議会要綱第6条第2項により会議が成立する旨を事務局より報告。
	○会長あいさつ 本日はたくさんの資料があるため、委員の協力を得て、効率よく進めていきたいと思う。 本年は鹿児島では国体・パラリンピックがある。また、高校の総合文化祭もある。今年は非常に行事の多い年となる。パラリンピックでは色々な競技が身近で見られるため、たいへん楽しみである。
	○議事録署名人選出 議事録署名人を会長が指名。委員の了承を得る。
	2 報告
	(1) 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗状況について (2) 始良市地域自立支援協議会要綱の一部改正について (3) 各専門部会から ア 相談支援部会 イ 子ども部会 ウ 就労支援部会 エ 精神保健福祉部会
	「(1) 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗状況について」及び「(2) 始良市地域自立支援協議会要綱の一部改正について」について事務局が報告。 「(3) 各専門部会から」について各部会（相談支援部会長、子ども部会会長、就労支援部会長、精神保健福祉部会長）が報告 質問・意見は以下のとおり。
会長	「(1) 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗状況について」につ

	いて、私も資料1を読んだが、印象に残ったのは、児童発達支援と放課後デイサービス、特に放課後デイサービスは利用者が非常に増えているため、対応が今後の課題になってくるのではないかと思う。
	委員より意見等なし。
会長	「(2) 始良市地域自立支援協議会要綱の一部改正について」について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第18条に規定する障害者差別解消支援地域協議会及び当該協議会の所掌事務に関する事とということ、具体的に言うと、この法律ができたことで、関係部署を本始良市地域自立支援協議会に位置付けて、その要綱に盛り込むということである。この件については同意するとのことよろしいか。
	同意する声あり。
会長	相談支援部会に関して質問や意見があればお願いしたい。 私の方から伺いたい。ヘルパーの人材不足や高齢化が進んでいる。地域を支える重要な人たちだと思うが、ヘルパーの養成については始良市単独でなされていることがあるか。
委員	始良市単独のヘルパーの養成について、私が把握している限りでは聞いたことがない。
会長	以前、他市のヘルパー養成事業に関わったことがある。そのときは社会福祉協議会が中心となってホームヘルパーの養成を行っていた。今後、ヘルパーも高齢化が進み、若い人にスイッチしていかなければいけないと思うため、ホームヘルパーの供給をどうしていくかということは今後検討していかなければならないと考える。 就労移行の部分でA型とB型では課題はどちらの方が多いのか。
委員	これは就労支援部会の委員が専門と思われる。
会長	数としてはB型が圧倒的に多い。A型が少ない。
委員	就労Aより直Bの課題がある。就労移行支援事業所がない、少ないことにより、就労アセスメントの在り方が変わってくる、大変になってくるのではないかと考える。始良市内の就労移行支援事業所は1施設になってしまったため、そこで抱えきれない方々は他の市町村で受けてもらうということに、今はおそらくなっていると思う。そういったものが今後どのように変化するかというところを見ていく感じかなと思っている。直Bの動きというのもの、どのように今から変わっていくのかなというところがあり、A型は就労移行も必要なく、特に入口が必要ないため、入口の問題ということであれば、B型の入口の問題ということが課題となっているのではという感じがする。
会長	私の理解では、B型の場合は障がいの程度が重いため、一般企業就労への移行は難しいという感じを持っている。就労Aに関しては就労移行支援と関係機関が連携していけば一般就労も可能ではないかと思う。それらのパイプが始良市では今のところまだ十分機能していないと理解してよいか。
委員	そのあたりのことに関する協議もあまり進められていないところである。どれだけ求める方がいらっやって、そしてどれだけの実績が今あるのかといったあたりもしっかりと見ていかなければ何とも言えないという気がする。
会長	B型を多めにされている事業所に今後、就労アセスメントを勧める・促す方向も考えているのか。

委員	それはおそらく難しいのではないかと思います。
会長	特に就労経験がなくて、すぐB型にと今後を考えていくときに、就労アセスメントは必要ではないかと思います。B型を運営されている事業所がそういう意識を持っていらっしゃるかどうかと考える。
委員	やはり直Bの問題であるため、直Bはできないということがずっと続くというのであれば、B型がアセスメントを行うというのはあり得ないと思う。やはりB型への誘導というものも大いに考えられるところなので、就労移行支援事業所以外に就労アセスメントはナカポツ（障害者就業・生活支援センター）でできると思うが、その他にどこが就労アセスメントを取って、就労継続支援B型事業の利用が望ましいという判断を出せるかということだと思う。入口の問題となるため、例えば学校だったりとか、市町村だったりとかいうところになるかと思う。就労移行支援事業所がどれだけ不足していて、就労アセスメントを取れていないかといった状況が今の時点であるのだろうか。就労アセスメントを取れなくてサービスが受けられなかった、ちょっと遅れてしまったといったケースは発生しているものなのか。
委員	委員のおっしゃるとおり、入口の話なのかなと思っている。働きたいと思うタイミングは人それぞれだと思うが、そのタイミングで「我々の相談支援から入って、就労アセスメントが入ってそこで判定が決まって」みたいな流れが制度的に結構複雑で、単純にモチベーションが落ちていくことが一つの構造としてあるのかなあとということと、相談支援での聞き取りをかなり丁寧にすることで、実は新聞配達程度の仕事をやっていたり、魚屋でうろこ取りの手伝いをやっていたりといったことがわかり、我々でもかなり丁寧にやっさいこうねといったことを共有しているところである。ひきこもり歴の長い方に関する案件が最近多くなってきており、18歳とかそういった方に限らない課題が直Bとリンクする問題としてあるように思う。
会長	私が聞いていて感じたのは、各部会が熱心に取り組んでいらっしゃるからこそ課題が見えてきていると思う。相談支援部会と就労支援部会、子ども部会もそうであるが部会がそれぞれ独立しているのではなくて、部会同士の連携が今後必要になるのかなあと考えたところである。今、委員がおっしゃったとおり、学校を卒業したけれど家に引きこもっていて就労していない人は意外と多い。家に引きこもっているとアルコール依存症になったり、たばことかいろいろマイナス面がすごく出てくるため、1日に短時間でも就労をして人とコミュニケーションをとる場が確保されたらいいと思う。

<p>会長</p>	<p>子ども部会について質問・意見はないか。</p> <p>これは一つの情報であるが、新聞報道で分かるように、皆与志養護学校が来年の3月で閉校する。その理由については、高等部を卒業して、やまびこ医療福祉センターに入る流れがある。やまびこ医療福祉センターで成人した人が入所する施設として、成人施設という施設がある。しかし、成人施設もいっばいで子どもの施設から成人施設へ移行ができない。児童施設という名前だが、実際には20歳以上の成人が多く、新しい児童を受け入れられないため、皆与志養護学校には7人しかいない。そのうち5人が訪問学校であり、実質的に学校として成り立たないため廃校となる。それでおそらく、加治木養護学校とか鹿児島養護学校とか今度新設される鹿児島南特別支援学校、武岡台養護学校、牧之原養護学校でかなり障がいの程度が重い子どもも受け入れていくようになっていく。今年4月に開陽高校の近くに鹿児島南特別支援学校ができる。鹿児島南特別支援学校と名前がついたため、養護学校という名称が今年4月になくなり、武岡台特別支援学校、鹿児島特別支援学校というふうに名称が特別支援学校で統一される。盲学校と聾学校だけがそのままとなるようである。</p> <p>委員からも説明があったが、養護学校にも支援や相談があると思うため、そこでの連携もしてもらいたいということと、もう1点、医療的ケア児の支援についてである。そこで質問であるが、南九州病院には重症の子ども病棟があつて短期療養も受け入れているが、南九州病院でのショートステイの可能性を打診されたことはあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>南九州病院でベッド数を増やして短期入所を増やしてもらっていると聞いている。ただ、コロナ状況で南九州病院自体が受け入れできないという状況が続いており、その間の子どもの行き場・行き先が今ないといった状況である。コロナの影響がすごく大きくなっているようだ。</p>
<p>会長</p>	<p>在宅で育てたいという親もいるため、そこも保障しなければならないが、家庭での療育がかなり厳しい場合には、病院への入院と養護学校との連携というのでも進めたほうがよいということもあるのではないかと思う。</p>
<p>会長</p>	<p>就労支援部会に関して、事例検討をされていてとても良いと思ったが、難病を持つ利用者の一般就労への取組のところで、会社に限らず、就労の場での難病者に対する理解がある程度できた上で受け入れていращやるかどうか尋ねたい。</p>
<p>委員</p>	<p>今回発表してくださった事業所の管理者が元々看護師をされていたという強みがあり、就労の場で難病の方々を受け入れるためには専門的な知識、専門的な部分が大変なことになるというような発表であった。就労の場面で難病の方々を受け入れるとなると、今は看護師の配置は必須ではないが、やはりそういった専門性を持った方がしっかりとアプローチすることによって、スムーズに行く。それを各スタッフが共有していくことで、支援の在り方というものをしっかりと持っているとは聞いていて感じたところであった。</p>
<p>会長</p>	<p>たまたまサービス管理責任者が看護師として医療的な知識を持っていたからうまくいっているということで、この場合も短時間就労とか、状態に合わせて就労の内容は決めていかれるということになるのか。</p>
<p>委員</p>	<p>そのとおり、個別支援に合わせてということである。そして、相談支援相談員ともしっかりとつながりを持ちながら就労移行というものに結び付けられた事例であった。</p>

会長	次の一般就労に結び付いた事例についても報告されていてとても良いと思った。この場合も、受け入れる側の理解と受け入れて継続するときの課題が今後出てくると思う。それをどう解決するのかということと、そういった経験を元に今後一般就労につなぐ場合に、それ以前にどういう面を育てておかなければならないのかというあたりが明確になると今後の参考になるのかなと思う。
委員	こういった事例検討であったり、そういったものをしっかりと積み重ねることによって、支援に必要な知識であったり、体制であったりといったものをしっかりみんなで学んでいけたらいいかなと思っている。
会長	精神保健福祉部会について、とても熱心に取り組んでいると思う。アルコール依存の場合は体験者自身の報告、回復された方の体験を聞くというのはとてもいいかなと思った。私の経験で言うと、アルコール依存になる理由がそれぞれの人にある。アルコールを飲まざるを得なくなった要因をある程度カウンセリング等で解決しながら、情報交換等も行いながら進めていくということか。
委員	そうである。課題である経済的な問題とか解消できることがあれば、そういったことの解決も行いながら、支援を進めていく。
会長	きっかけと治療課程とある程度回復した後の問題とを考えていく必要があると思う。委員はよくご存じだと思うが、日本は精神障がいになると精神科の病院に入院して死ぬまで30年、40年と閉じ込めていた。世界的に欧米では精神科の入院をなくす方向になっている。一方、ホームレスの人も増えている現状がある。日本では、特に鹿児島は全国でも1位くらいに長期入院が多い。それで鹿児島もできるだけ外に出す方向にはなっている。退院した後にグループホームに入居してグループホームでうまくいったら、一般のアパートにという流れになる。そういったことについて、最近は医師が積極的になってきたため、良いことだと思っている。精神保健福祉士も協力している。退院した後も生活の自立とか、家族の関係とか、障害年金の問題とか、そういった退院した後のケアも精神保健福祉士を中心としたサポート、ポンと外に放り出せばよいのではなく、ある程度のサポートはどうしても必要だと思う。武田委員はどのように思うだろうか。
委員	おっしゃるとおりである。訪問看護はもちろんつけるし、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用させていただく。日中もそこにいればいいのだが、デイケアという病院の治療の場に行くのか、あるいは少し作業等の何かしら社会参加できるのであれば作業所に行きたいとなれば相談支援事業所の相談支援専門員を中心にそういったサービスを組んでいただく。本当に幾重にも支援と人が周りにいてくださるということがすごく大事だなと思っている。いつもは相談支援事業所のアシストさんにたいへんお世話になりながら、そういう支援を心がけている。ポンと放り出すのではないというところで取り組むためにすごく有効であるのが地域移行支援である。入院中から相談支援事業所の方に来ていただく。入院中から関係ができて、退院したらこの人に相談していいんだという安心感、そういった関係性ができあがってから退院できるため、病院の悪口だって言えるし、一般的な良い知恵もくださるし、何件か私も体験しているがそういうことを積み上げていき、すぐ病院に帰ってきそうだという人が1年、2年と定着しているということが実情である。
会長	委員は精神保健福祉士であるということによろしいか。

委員	そうである。
会長	私もいろんな人の相談を受けるが、委員のような専門職のサポートと、もう一つは身近な人のキーパーソンというか、心の支えになってくださるような近隣の人でもよいし、友達でもよいがそういう人が必要だと思う。それからグループホームをグループホームに入れたら終わりではなくて、そこから病院のデイケアに行って短時間就労を行うといったアフターケアもいいのではないかと思う。熱心に取り組まれていて素晴らしいと思う。
委員	身近な方ということでピアサポーターを養成・雇用していただき、その方々が入院中から「お薬どうしているの？」などといった相談を受けている。要支援者と同じ立場であり、相談相手としては素晴らしい支援体制ができていることも報告する。
会長	始良市でもピアサポーターの養成はされているようだ。近隣市でも取り組んでいるようだ。
	3 協議事項
	(1) 第3次障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定にかかるアンケート調査について
	事務局が報告。質問・意見は以下のとおり。
委員	たいへん細かい点について、まず資料4-①の「1 調査対象及び標本数」に「障がい手帳所持者」と書いてあるが、こちらは「障がい者手帳」ではないか。
事務局	「障がい手帳所持者」については、ご承知のとおり手帳が全部で3種類ある。身体障がい者の方がお持ちの手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳と3つあるため、それを総括して「障がい手帳所持者」と表記している。3つの手帳をお持ちの方を対象としている。
委員	資料4-②にずっと振り仮名が振ってあるが、振り仮名がないところがある。その差は何を表しているのか。例えば表紙であるが、一番上の「18歳以上の障がいに関する手帳をお持ちの方、難病患者の方」には振り仮名があるが、下の「自立支援医療、障害福祉サービスを受給している方」には振り仮名がない。いくつかそういう抜けている箇所がある。片仮名のところに振り仮名がついていないところもある。そこをもう一回確認していただくことが必要だと考える。例えば、問8の選択肢「1. 学校(学校生活・進学先など)に関する事」の「学校」と「進学先」の部分にも振り仮名が付いていない。「2. 就職、就労に関する事」の「就労に関する事」にも振り仮名が付いていない。「5. 在宅での福祉サービスに関する事」の「サービス」、6の「グループホーム」にも振り仮名が付いていない。それから7の「障害」の「害」を平仮名で書いているところが多いが、ここの使い分けをどうされるのか。「障害」でよいのかそれとも「障がい」とした方がよいのか。そういったことがいくつか見られる。問10-1も「ヘルプマーク」のところも振り仮名がついていない。その下の問11も片仮名のところの振り仮名が抜けているところがある。他にもあるため確認してもらいたい。 あと、「あなた」という表記がある。2ページ一番上の「あなたのことについておたずねします」の表記、問13に「あなたは」、問20-2に「あなた」という表記がある。この「あなた」は同じ人を表しているのか、それともそれぞれ違うのか。このあたりのことがちょっと分からない。例えば問13の「あなた」は「あて名のご本人」を表すのかど

	うか。間違いを防ぐためには、はっきりとしたピンポイントの表記とした方が分かりやすいのではないかと。2ページの「あなた」は下の家族なり施設職員を指しているのか。問13の「あなた」は本人や家族ではないのか。その辺に間違いがないようにはっきりとこの人、本人あるいは家族だと分かるような表記がよいのではないかと。と思う。
事務局	最初に指摘のあった振り仮名に関しては、再度こちらでチェックをし、全てに振り仮名を入れる形で統一する。
事務局	<p>ご指摘があった「あなた」や「あて名のご本人」など、統一されていない状況となっているため、どちらか分かりやすい方に統一する。それ以外の方に何かをたずねる場合は、ご指摘があったとおりでなたに何を聞いているのかということが分かるような形にしたいと思う。</p> <p>「害」の字は、基本的に法律の名称とか制度の名称で漢字が使われているものについては漢字での表記を行う。それ以外のものについては、始良市の書類関係では「害」の文字は平仮名で表記しており、調査票の中では法律の名称を使っているものがほとんどないため、ご指摘のあった箇所については平仮名に改める。もう1つの児童の保護者向けの調査票についても、同じように表記が異なる部分もあると思われるため確認を行う。</p>
会長	委員はこの回答でよろしかったでしょうか。
委員	はい。
会長	「あなた」というのは郵送先の本人であって、家族に聞くという項目もあるでしょうか。ほとんどは本人であって、本人ができない場合は周囲の代わる人が代筆をするということに理解してよろしいか。
事務局	基本的にはこちらからお送りする際に、当然封筒に名前を書いて送る。あて名の方ご本人についておたずねする内容となっているため、会長からあったとおりで代筆していただくご家族の方と一緒に回答いただくこともあるかもしれないが、基本的に、特に障がい者向け調査票については、お送りしたご本人にいろいろと尋ねさせていただいている内容としている。
会長	<p>指摘のあった点については、もう1度事務局の方で確認をして、訂正・加筆すべきところはしてもらおう。</p> <p>他に意見がないようであるため、事務局から提案があった件について、おおむね提案内容から訂正することとし、本日出たご意見や今後提出される意見等を踏まえ、最終的な時期調整も含めて私と事務局に一任させていただくことでよろしいか。</p>
	同意する声あり。
会長	事務局と協議してまとめていきたいと思う。

委員	<p>意見のあったとおり。「あなた」の表記について誰を指しているのか、本人なのか母親なのか父親なのか分からないということで、統一する必要がある。もう一つ、この内容は個人情報の最たるものであると思う。個人情報の扱いについてどこかにはっきりと明記する必要があるという気がする。特に地域における自治会とかあるいは高齢者の会であるとか始良市にはたくさんの各種団体等があり、それぞれ活躍がめざましい。やはりこういった障がい、特に知的障がいに対する問題であるとか、障がい者に対する目、そういうことについて本当に通常の普通の人間と変わらない扱い、そういうことがベースになると思う。どこかで個人情報の扱いについて、この会としての決めごとというか、それをどこかに「あなた」について徹底化することが言われたけれど、全体的に個人情報の扱い方、個人情報を扱わなければこの問題は進まないのだから個人情報の取り扱いについて事務局とこの会のエッセンスをまとめてどこかに明記する必要があると思う。</p>
会長	<p>私の理解では、市長の挨拶の中に「この調査は無記名でご回答いただき、調査の結果はすべて統計的に処理されますので回答された方が特定されたり、個々の回答内容が明らかになることはありません。調査票は、始良市個人情報保護条例に従い、適切に管理いたします。他の目的で使用することは一切ありません。」と書いてあるが、ご指摘のとおり個人情報であるのでしっかり管理していただくことになると思う。今の件を含めて事務局と確認していきたいと思う。</p>
委員	<p>資料4-①に回収率40%程度を想定と記載があるが、市の大事な計画の根拠となるアンケート調査の結果が40%の想定でいいのかと思う。詳しくはないが、回収率はできたら50%以上というのが本来望ましいのではないと思う。私も毎回アンケートが来たのだけれど放っているとか自宅の棚の上に置いたままとか訪問の際に見かけることがよくある。知的障がいの方やうつ病の方について、そのまま置かれていることが多く見られる。記入方法や趣旨自体が分からないと思われ、障がい者の社会参加に寄るもの、そういった課題にもつながるのではないと思う。可能であれば、障がい福祉を担当する事業所にこういうアンケートを発送しました、こういう求めがあった場合は是非支援をお願いしますということを始良市の方からメール等で構わないと思うが、通知、広報周知が必要と考える。</p>
会長	<p>前回のアンケートの回収率も40%位であったのか。一般的には50%~60%を目指すのが普通だと思う。</p>
事務局	<p>今のご意見に関して、前回の回収率は障がい者調査が45.2%、障がい児調査が48.0%であった。回収率については先ほど説明したとおり、設問数を減らす、インターネットでの調査回答ができるというような形で回収率の伸びを見込んでいる。委員から前回の第1回の協議会において意見を求めた際に、事業所に周知をした方が良いのではないかとご意見があったことから、今回の発送の際には始良市内の各事業所にも市の方からのお願いごとということで通知を出す予定である。</p>
会長	<p>今回は40%と書いてあるが、50%以上を事業所の協力のもとに達成をしたいと考えている。もしここを訂正できるのであれば訂正して50%くらいと書いてもらおう。後は事務局と私に一任してもらいたいと思う。</p>

	(2) 地域生活支援拠点について
	事務局が報告。
会長	資料5-②の5ページに記載があるとおり、地域生活支援拠点の仕事として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりを国が示しているようである。拠点のタイプについて2つあるが、市として考えているのが、1つの施設が5つの機能を担うのではなく、3つか4つの施設があって、ここはこの機能を担う、ここはこの機能を担うといった形で機能を分担して担う、面的なものということである。
	委員からの質問・意見はなかったため、事務局から提案のあった内容で委員の了承を得る。
	4 その他
	事務局が以下の点について報告。 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査について、ご意見等がある場合は2月2日までに意見用紙を提出すること。 ・令和4年度の当協議会の開催について、今回で最後であること。 ・令和5年度の当協議会の開催について、3回あるいは4回の開催を予定し、第1回の開催を年度が変わって早い時期を予定していること。年間スケジュールについては、第1回の開催案内を行う際に提示を行うこと。
	5 閉会